

平成27年1月第36回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成27年1月13日第36回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（なし）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（なし） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	牛 坂 昌 浩	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	西 山 茂 男	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	
都市建設課長	佐々木 人 見	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
上下水道課長	川 村 裕 幸	復興まちづくり課長	千 葉 英 樹
教育長	岩 城 敏 夫	会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子
生涯学習課長	熊 澤 一 弘	学務課長	鈴 木 邦 彦
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦

○ 事務局より出席した者の職氏名

庶務班長 丸 子 城 主 事 櫻 井 直 規

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 5 議案第 1 号 工事請負契約の締結について（平成 26 年度互理第 5
－ 1 号汚水枝線（その 2）工事）
- 日程第 6 議案第 2 号 工事請負契約の締結について（平成 26 年度互理第 5
－ 3 号汚水幹線工事）
- 日程第 7 議案第 3 号 工事請負変更契約の締結について（平成 26 年度互理
町立荒浜保育所・児童館災害復旧工事）
- 日程第 8 議案第 4 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 26 年度互理町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 10 農業委員会委員の推薦について

午前 10 時 00 分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成 27 年 1 月第 36 回互理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、13 番熊澤 勇議員、14 番佐藤
アヤ議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、報告1件、議案5件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 改めまして、おはようございます。

本日、第36回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、報告1件及び議案5件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、報告第1号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成26年度互理町立吉田保育所災害復旧工事において、建物の地盤調査結果等に基づく請負金額の減額など変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1

号の規定により平成26年12月17日に専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

議案第1号「工事請負契約の締結について（平成26年度亘理第5－1号汚水枝線（その2）工事）」及び議案第2号「工事請負契約の締結について（平成26年度亘理第5－3号汚水幹線工事）」につきましては、去る12月19日に入札を執行したそれぞれの工事における工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第3号「工事請負変更契約の締結について（平成26年度亘理町立荒浜保育所・児童館災害復旧工事）」につきましては、地中埋設物撤去処分費用の増加等に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたことから、工事請負変更契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第4号「宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」につきましては、財団法人宮城県市町村振興協会が公益財団法人宮城県市町村振興協会に名称を変更したことに伴い、宮城県市町村自治振興センターの規約の一部を変更することについての協議が必要となるため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第5号「平成26年度亘理町一般会計補正予算（第8号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,776万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365億969万3,000円とするものであります。

歳出8款土木費になりますが、初めに現在施工中の災害公営住宅のうち宮城県に建設を委託している下茨田集合住宅及び上浜街道集合住宅関係事業費において、資材や労務単価の上昇により予算不足が見込まれることから、災害公営住宅整備事業費において1億7,311万8,000円、災害公営住宅駐車場整備事業費において22万円の委託料を追加補正するほか、商業施設整備事業費における商業施設基盤整備附帯工事費として290万円を追加補正するものであります。

次に、避難道路である町道五十刈線の道路改良工事になりますが、工期が平成27年度にまたがる見込みであることから、第2表において平成27年度の債務負担行為限度額設定を行うとともに、平成26年度予算から同額を減額補正するものであ

ります。

歳入につきましては、歳出予算の増減に伴い9款震災復興特別交付税を4,815万円、17款東日本大震災復興交付金基金繰入金を1,419万6,000円減額補正するほか、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金2,458万4,000円を追加補正するものであります。

以上の提出議案等ではありますが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げまして、提出議案の説明といたします。以上でございます。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（安細隆之君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、初めに報告第1号について説明いたします。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成26年12月17日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書につきましては、次の2ページになりますのでお開きいただきたいと思います。2ページでございます。

専決処分書。平成26年度亘理町立吉田保育所災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

次の3ページ目が資料となります。

工事名につきましては、平成26年度亘理町立吉田保育所災害復旧工事でございます。

変更契約年月日が平成26年12月17日。

変更請負金額が3億6,968万4,000円、75万6,000円の減額でございます。

契約の相手方が、斎藤工務店・八木工務店・菅建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事の概要と変更理由等につきまして、主なものについて説明申し上げます。図面につきましては、6ページの配置図、これの朱書き部分が今回の変更箇所となりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

工事概要に記載の最初に工種の3行目まで事業、いわゆる基礎工事部分、それから擁壁、階段、ごみ置き場、物干し場部分のラップルコンクリート打設数量の変更で、ラップルコンクリートにつきましてはいわゆる地盤改良工法の一つでございます。支持地盤までの間をコンクリート打設しまして支持力を確保するものがございます。このラップルコンクリートですが、現地におきまして掘削等によりまして現状地盤とボーリングデータを精査、支持地盤の深さが精査した結果、当初の設計より浅くなるということが判明したことから、今回各部分のラップルコンクリートをそれぞれ変更後の数量にありますように減とするものがございます。

それから、工種の4段目と5段目にありますメンテナンス用床下ピットスラブ、断熱材厚25ミリを変更により新たに226平米敷き込み、ピット内の立ち上がりにつきましては、断熱材厚20ミリで吹きつけを行うことによりまして、ピット内の結露防止を図ることとあわせて室内床への湿気防止を図るものがございます。

それから、下から6段目の厨房器具、折り畳みワゴンにつきましては、当初保育所の厨房から給食を各保育室へ運搬する際に折り畳みワゴンでの運搬を計画しておりましたが、保健衛生上密閉型の運搬ワゴンが必要との保健所からの指導がありまして、本工事の設置ではなく備品で密閉型の運搬ワゴンを準備するため変更により、今回工事では計上しないこととしたものがございます。

それから、工事概要変更点が以上でございます。次は4ページになりますが、工期につきましては変更前と同じでございます。

5ページ目が案内図、6ページが今説明申し上げました外構等の各配置図で、今回の変更部分の赤書き部分、これが変更となります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけ

でありますのでご了承願います。

日程第5 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成26年度亶理
第5-1号汚水枝線（その2）工事）

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第1号 工事請負契約の締結についての件を議題と
いたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きます。議案第1号の説明をいたします。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することが
できるものとするということで、工事名につきましては、平成26年度亶理第5-
1号汚水枝線（その2）工事でございます。

請負金額が5,292万円。なお、落札率につきましては96.98%ございました。

契約の相手方につきましては、亶理町逢隈高屋字中野上108番地、斎藤工務店・
小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

なお、代表構成員につきましては斎藤工務店で、永井組については北海道伊達市
の建設会社でございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。資料となります。

入札年月日が平成26年12月19日。

入札の方法については、条件付き一般競争入札ということで、次の議案第2号に
ついて同じ条件となりますが、条件付き一般入札ということでいわゆる復興J
Vでございます。

今回の条件の主なものにつきましては、構成員のうちの代表者につきましては、
亶理町内に本社または本店を有する事業者で、特定建設業の許可を受けており、
総合評定値が700点以上のものと、代表者以外の構成員については、北海道、それ
から東北6県に本社または本店を有し、特定建設業または一般建設業の許可を受
けており、総合評定値が600点以上のものが条件となります。

入札参加業者が、田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業

体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、八木工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体の合計5共同企業体でございます。

入札回数については3回、それから工事場所につきましては亙理町吉田字大谷地内ということで、右の9ページ目が施工の箇所図となりますが、常磐線の浜吉田の駅前から西へいわゆる町道の浜吉田停車場線上のちょうどこの赤線の部分が施工箇所となりますが、付近で申しますと岩佐整骨院等の付近となります。

工事内容については、次の10ページ目が計画平面図でこの赤の部分、この部分となりますが、工事内容としまして線路延長が163.7メートル、そのうち沈理工法、硬質塩ビ管Φ200が136.8メートル、推進工法としまして低耐荷力泥土Φ200が26.9メートルでございます。それから、マンホール工、組み立て式1号マンホール設置ということで5カ所、公共ます設置が11カ所、附帯工一式でございます。

工期につきましては、平成27年1月14日から平成27年3月31日までで設定しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ちょっと工期について伺います。

きょう議決すればあしたから工事が始まりますけれども、終了が3月31日、約45日しかございませんけれども、この工期でこの工事が終了するのかどうかお伺ひいたします。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） お答えいたします。

工期につきましては、3月31日ということでこの期日のおり施工するという計画でございます。この工事に関しましては、直線部分の工事ということで今後月末に向けて現地での説明会、それから2月、それから3月いっぱいということで工事ということで進めていきたいと考えてございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 間違いなく終了できるのかどうか。45日という期間しかないので、

ちょっと素人が考えると厳しい日にちだと思うんですよ。その辺、どう考えてこの工期を31日までとしてこの入札を発注したのか。間違いなくできるのかどうか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） まず、この期日で完了というところで目指して頑張っていくと考えてございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） やはり26年度の事業なので、26年度中に工事終了というのが前提だと思うんですよ。それで、当然5,000万円以上は議会の議決をもらわないと工事着工できませんので、やはりそれを逆算してもう少し早目に入札するとか、12月定例会にこの案件をかけるとかして、間違いなく余裕を持った期間でやるべきじゃないのかと私は思うんですね。まだ3月31日にできるかできないか結果は出ていませんけれども、もしそういう最悪の事態になった場合には、やっぱり来年、次回の入札からそういうことを常に頭に入れて入札するべきだとは思いますが。以上です。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） ただいまの高野議員さんのご指摘のとおり、来年度、それから今年度また多々事業ございますけれども、そういったことで事業に向けて邁進していくということで考えてございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 工事請負契約の締結について（平成26年度亙理
第5-3号汚水幹線工事）

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第2号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第2号について説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、今回の工事名につきましては、平成26年度亙理第5-3号汚水幹線工事でございます。

請負金額が6,912万円。なお、落札率につきましては99.48%ございました。

契約の相手方、亙理町長瀨字南原193番地133、渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

なお、代表構成員につきましては渡辺工務店でございます。丸福建設につきましては、北海道伊達市の建設会社でございます。

次の12ページが資料となりますので、お開きいただきたいと思います。

入札年月日が平成26年12月19日。

入札の方法については、条件付き一般競争入札ということで、先ほどの議案第1号で説明いたしました内容と同じ条件となります。

入札参加業者、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体の以上4共同企業体でございます。

入札回数が3回、工事場所につきましては亙理町吉田字流外地内ということで、隣の13ページ目が位置図となりますが、県道の吉田浜山元線、この図面にあります浜吉田郵便局、浜吉田踏切より東のこの図面上の朱書きの部分、ここが今回の工事施工箇所となります。

工事内容につきましては、14ページに計画平面図、この赤で記載の部分となりますが、線路延長としまして162.9メートル、推進工法、高耐荷力泥土Φ250が125.9メートル、推進工法、低耐荷力泥土Φ200、37メートル。マンホール工、組み立て式1号マンホール設置が4カ所、公共ます設置が9カ所、附帯工一式となります。

工期につきましては、平成27年1月14日から平成27年3月31日まで設定しております。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 1つは5-1号関連工事とこれは関連するわけではありますが、この推進工法と沈理工法の違い、施工方法ですね。これをひとつ具体的にわかりやすく説明をお願いしたい。

それから、2点目は、この線路延長が5-3工事については162.9メートル、5-1と比較しますとメートル当たりの単価が10万円ぐらい高くなっているんですね。単純に申し上げますと、5-3、この工事では私の計算では42万4,000円ぐらいになっているんですね、メートル単価。この工事ですと、承認したわけでありましてけれども32万3,000円ぐらいになっている。単純にですよ。いろいろあろうかと思えます。その辺で、なぜ高くなったのか。その辺質問したいと思います。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） まず第1点目、沈理工法、それから推進工法の違いでございますけれども、推進工法というのは、皆さんもご存じのとおり、立て坑というのがまず縦に1本掘ってその立て坑同士をトンネル工法としまして、土の中を進んでいくのがまず推進工法というところでございます。

沈理工法というのが、これは土質、それから地下水の違いにもよるんですけれども、同じような深さであっても今言ったように土質、それから地下水の関係で単純に掘っていけない場所、掘削することによって周りに影響を多々及ぼすような場所については、沈理工法ということで土にベントナイト、泥を混ぜながら一回掘削を行って、そこに塩ビ管、下水管の中に水を入れて沈めてやる工法、そうすることによって周りの地盤に対する影響を最小限に抑えて行うのが沈理工法とい

う工法でございます。

それにつきまして、先ほどの5-1号幹線なんかは深さ自体はただ変わらないんですけれども、そういった周りに対する影響、それから5-1に関しては、先ほど企画財政課長が申しましたけれども、岩佐整骨院さんのところに水路があるということで単純に上から掘っていけない場所というのがございます。そういったところで、沈理工法と推進工法を分けたという経緯もございます。

それから、2点目、5-3が約10万円ぐらいの差が出てくるということなんですけれども、5-3につきましては、説明が12ページにもございますけれども、高耐荷力の泥土ということで、この同じ推進工法なんですけれども、低耐荷、高耐荷がございます。この箇所の高耐荷につきましてはいわゆる県道沿いに入る部分、これについては、深さが先ほど申しました5-1よりもかなり深いような場所、これは幹線になっていますので、深いということでいわゆるヒューム管によります推進工法を採用してございます。この部分に関してはですね。

同じく5-3の推進工法の低耐荷ということなんですけれども、これについては、今の幹線のところから南に行く道路、旧吉田浜東の公会堂があった路線、浜吉田東線というんですけれども、そちらとか周りに私道が点在してございます。この私道の汚水に取り組むために、先ほど言った幹線よりも1段ちょっと高いところのいわゆる深さが浅いところに持つていくための工法ということで、こちらは塩ビ管の推進になります。それによりましてメーター当たりの単価というのが変わってくるんですけれども、こちらについては、5-3については250ミリのヒューム管、これは深いところのだと。それから、立て坑の深さも変わってくるものですから、そちらについて単価が上昇しているということになってございます。

先ほどの5-1の分の沈理工法、推進工法、こちらもございますけれども、こちらは比較的浅いところ、ただ地下水があって単純に開削ができない箇所というところでの違いということで、工法の選定をしてございます。

ちょっとわかりにくい説明になってしまいましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 最後にこの設計積算についてお伺いしますが、この設計積算は町で

直轄でやっているのか。コンサルにお願いしているのか。その辺、お伺いします。もしコンサルだったら、どこの設計会社か教えてください。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） まず、設計に関してはコンサルに委託してございます。積算に関しては、職員が直接行っている状況です。設計については、東京設計コンサルタントというところでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 以前は浜吉田駅から郵便局まで包囲したし、浜吉田駅から旧JA吉田までやりましたけれども、聞きたいのは浜吉田駅周辺の東西の下水道の整備状況はどのぐらい進んでいるんですか。どこまでなっているんですか。あそこには災害公営住宅、戸建て集合住宅が建設される場所もありますので、その点、説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 浜吉田周辺の整備状況でございますけれども、今鞠子議員さんおっしゃったように災害公営住宅が整備されるということで、こちらについては、平成25年度の工事の中で災害公営住宅関連に関しましては全て下水道管布設完了してございます。ですから、この災害公営住宅関連に関しましては、下水道管にそのままつないでいただけるという状況でございます。

その他の状況でございますけれども、先ほど申しました5-1号枝線ということで浜吉田の駅前から今順に東西方向、それから南北方向にも向けて整備を行っているという状況でございます。踏切から東に関しましては、この事業、5-3号汚水幹線事業、平成26年度工事、それから27年度は東の部分、あるいは南の部分、先ほど申しました浜吉田東の公会堂の道路の路線に向けての工事を来年度に関しては予定してございます。順次、東側から南方向に向けての整備を予定してございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 第1号議案は5-1、第2号議案は5-3ですけども、ちなみに5-2というのはどこら辺なんですか、地域的には。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 5-1、5-2、5-3といろいろございますけれども、5-1が浜吉田駅周辺と、それから高屋地区も5-1というところでございます。5-

3が線路から東側、5-2がこの区分がちょっとなかなかわかりにくいんですけども、一部南側の部分、駅から南側の部分が5-2という区域ということになります。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（平成26年度
亘理町立荒浜保育所・児童館災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第3号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第3号について説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 工事請負変更契約の締結について。

平成26年6月23日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成26年度亘理町立荒浜保育所・児童館災害復旧工事でございます。

変更請負金額が5億9,508万円、1,188万円の増額でございます。

契約の相手方につきましては、阿部工務店・田中建材輸送・平口建設 復旧・復

興建設工事共同企業体でございます。

資料につきましては次の16ページになりますので、お開きいただきたいと思います。

契約年月日が平成26年6月23日。

工事の概要、それから今回の変更理由につきましては、あわせて18ページの配置図をごらんいただきたいと思います。

この図面上で朱書きの部分が変更箇所となります。それで、大きく3つ分かれています。まず保育所部分でございますが、まず東側の仮囲い、これにつきましては、防犯上のため高さ3メートルの鋼板の仮囲い設置をする当初計画でありましたが、隣接する住民の方から圧迫感があり景観上もよくないとの要望がありまして、現地で調整の上、変更によりシート張りにかえるものでございます。

それから、南側の仮囲いにおきましては、1.8メートルのシート張りの仮囲いを計画しておりましたが、敷地の南の水路から擁壁の天端まで高低差が2メートル以上あり、防犯上問題がないことが判明したことから、当初設計で計上しておりましたシート張り63.6メートルを変更により施工しないこととするものでございます。

それから、現地精査において東側駐車場擁壁の水抜き排水、それから隣地の擁壁の水抜き排水の処理のため、東の境界沿いの排水側溝設置を37.5メートルと側溝の取り合いコンクリート設置1.5立方メートルを変更により新たに施工するものと、それから舗装部分とグラウンドの取り合い部分へアスファルトの小口の欠け、それからクラック等の防止のために、地先ブロック47.2メートルを変更により新たに施工するものでございます。

それから、保育所南側の当初設計で計画しておりましたグラウンドコート張り芝、この部分につきましては、保育所から土の遊び場として利用したいとの要望によりまして、この部分を山砂の敷きならしとして山土盛土9.4立方メートルを変更により新たに施工するもので、あわせてグラウンドコート612平方メートルから565平方メートルに変更するものと、張り芝を変更により施工しないこととするものでございます。

それから、保育所東側の隣接地へ西風対策といたしまして防砂ネットの設置を当初設計で計画しておりましたが、隣接住民の方から景観が悪いため設置しないよ

うにという要望がありまして、変更により今回施工しないこととしたものでございます。

それから、厨房器具、折り畳みワゴンにつきましては、先ほどの吉田保育所の変更と同様、当初設計において厨房から給食を各保育室に運搬する際、折り畳みワゴンで運搬を計画しておりましたが、保健衛生上密閉型の運搬ワゴンが必要との保健所からの指導があったために、本工事による設置ではなく備品にて密閉型の運搬ワゴンを準備することとしたため、今回工事分を変更には計上しないこととするものでございます。

それから、児童館関係につきましては、現地精査をしたところ、南側シートの仮囲い、これを102メートルから60.49メートルに変更するものと、先ほどと同様、アスファルトの小口の欠け、それからクラック防止のために地先ブロック設置を25メートル、変更により新たに施工するものでございます。

それから、敷地内の共通事項としまして、設計段階で現地で調査したところ発見できなかったコンクリートの殻、それからアスファルト、樹木の根が掘削の際に土中から確認できたことから、変更によりまして新たに腐植土1,273立米を場外に搬出し、コンクリート殻処理を22.3立方メートルから138.48立方メートルに、それからアスファルト処理を0.5立方メートルから10.36立方メートルに変更するものでございます。

それから、本工事で発生します掘削残土を盛土材として計画しておりましたが、今説明申し上げました地中の埋設物の廃棄物処理のため盛土材に不足が生じることから、前に申し上げました吉田保育所の残土1,400立方メートルを変更により新たに搬入し、不足土量を補うものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 今回の保育所の変更でございますけれども、保育所の南側に水路があるわけでございます。その水路の南と申しますと勤労青少年ホーム、プールを解体し駐車場といたしました。イベント時なんかの場合、道路を横断しなくてもそこに駐車場から連結できるような通路があれば、利用者が大変利便かなと思う

んですけれども、その辺の考えがあるのかどうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 当初建設の一番最初の保育所等々含めた関係での協議の中では、一応そういう話もちよっと出たんですが、施設の防犯上といった関係も含めて、一応水路で区切り線で施設の不審者対策も含めて対応するというので、大変利用者、イベント時なのである程度回数的には限られてきますので、その際には駐車場等、交流センターを利用させていただきますが、その際にはちよっと遠回りになります。道路の歩道を通っていただいております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第4号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書19ページになります。

議案第4号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてご説明を申し上げ

げます。

地方自治法第286条第2項の規定により、宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

この振興センターにつきましては、富谷町にございます市町村職員が研修を受けます公務研修所のことでございます。

また、この規約の変更をする場合につきましては、構成する全ての市町村、これは仙台市を除きます県内の全市町村でございますけれども、そちらと協議をすることと、それからあわせてその内容につきましては、それぞれの議会の議決を経ることという地方自治法の規定がございますので、それに基づきまして今回ご提案申し上げるものでございます。

それでは、変更の内容でございますけれども、次の20ページになりますが、宮城県市町村自治振興センター規約の一部を変更する規約。

宮城県市町村自治振興センター規約の一部を次のように変更する。

第12条第1項第2号中「財団法人」を「公益財団法人」に改めるということで、右側の21ページに新旧対照表がございますけれども、今申し上げましたちょうど真ん中がございます第12条第1項第2号に規定のございます財団法人宮城県市町村振興協会というのがございますが、こちらが公益財団法人宮城県市町村振興協会に名称変更になったということから、あわせてこの規約を変更するという内容でございます。

なお、施行日につきましては、20ページ下でございますけれども、今回のように構成します各市町村との協議が調い次第ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての件

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第8号）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第5号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第5号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

一般会計補正予算書（第8号）をご用意いただきたいと思います。

最初に、1ページ目をごらんいただきたいと思います。

議案第5号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,776万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365億969万3,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

歳出から説明申し上げますので、11ページをお開きいただきたいと思います。

今回は8款の土木費になります。4項6目復興事業費におきまして12ページの説明欄に記載しておりますが、現在施工中であります災害公営住宅のうち亶理町が宮城県に委託しております下茨田及び上浜街道の集合住宅関係の事業費において、資材、それから労務単価の上昇、いわゆるインフレスライドによりまして予算不足が見込まれることから、災害公営住宅整備事業費におきまして1億7,311万8,000円、災害公営住宅駐車場整備事業費におきまして22万円の委託料をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に、避難道路でございます町道の五十刈線、この道路改良工事でございますが、工期につきまして精査したところ平成27年度にまたがる見込みがあるということで、後ほど債務負担行為でも説明いたしますが、平成27年度の債務負担行為の限度額を設定するとともに、工事請負費としまして2億1,400万円減額補正するものでございます。

それから、商業施設整備事業につきましては、既設の舗装板の撤去、それから舗装復旧の工事としまして、基盤整備附帯工事の工事請負費として290万円増額補正するものでございます。

歳入について9ページをお開きいただきたいと思います。説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、歳出予算の減額に伴いまして4,815万円減額補正するものと、17款の繰入金につきましては、今回補正の調整財源として財政調整基金繰入金2,458万4,000円を増額補正するものと歳出予算の増減に伴いまして東日本大震災復興交付金基金繰入金、合計で1,419万6,000円減額補正するものでございます。

最後に、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページが債務負担行為の補正でございます。今回は債務負担行為の追加ということで、先ほど歳出でご説明いたしましたように、町道五十刈線の道路改良工事につきまして、工期が平成27年度にまたぐ見込みがあることから債務負担行為の期間を平成27年度までとし、限度額を2億1,400万円に設定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 12ページの災害公営住宅の労務費、それから材料費が上がったための委託料の増額の件ですけれども、下茨田住宅は幾ら、それから上浜街道が幾らというふうにどちらに幾らずつ係るものなのか。それと、労務費とそれから材料費の区分けというのはどのような金額になっているのか。そこを説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） ご質問の内訳をご回答申し上げます。

まず、委託料 1 億7,311万8,000円の内訳でございますが、下茨田住宅が5,564万2,000円、それから上浜街道住宅が 1 億1,747万6,000円の増額になってございます。

同じく駐車場整備費の22万円の内訳でございます。こちらにつきましては、下茨田住宅が34万円の減額、上浜街道が56万円の増額となっております。差し引き22万円の増額ということでございます。

それで、具体的な内訳でございますが、実はいわゆる先ほど来ご説明がありますとおり、この事業につきましては、宮城県に建設を委託しておるわけでございます。主な要因としましては、県からのご回答といたしましてインフレスライドの請求が請負業者からあったこと、それから町から今回の工事にあわせて敷地周辺の整備工事の追加をお願いしてございます。例えばフェンスの設置位置の変更とか追加とかいろいろ細々した部分でございますが、こういったものを上浜街道が若干そういう工事が多くなっているんで増額が多いんですが、そういう工事をお願いしてございます。

具体的な労務費の内訳等につきましては、現在県でその内容について今精査中でございます。本来であればこの金額が確定して増額すべきところでございますが、工期内に終わらせるということとそれから3月末の工期に間に合わせるということで、県から何とか概算額ではあるけれどもこの金額で増額の予算のご用意をお願いしたいというお話があったことから、そちらの金額での今回の補正をさせていただくということでございますので、申しわけございませんが、先ほどのご質問の2点目につきましては、ちょっと今ご回答を持ち合わせていないということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 12ページになります。

12ページの16節の避難道路関係、町道五十刈線の改良工事2億1,400万円の減額になりますけれども、これは26年度の当初予算の金額から見れば、26年度中にどのぐらいの工事を執行したのか、金額的に。まず、それを教えていただきたいと思えます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 五十刈線につきましては、平成26年度当初、2億2,900万円の予算を計上しておりました。実際に今後期間がない中でまた工事を発注する予定ではありますが、今年度数カ月分として予算が消化できるのが1,500万円ぐらいではないかという計算上から、2億1,400万円の減額をさせていただいて、債務負担行為として27年度中に上げさせていただいたという形でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ほとんど執行していないと理解させていただきます。

それで、26年の3月の定例会で、町長は施政方針演説で避難道路であります荒浜大通線、江下線、五十刈線、野地流線、避難道路の整備に重点を置くとしているお話をしているにもかかわらず、ほとんどしていないという状況です。どういう原因かわかりませんが、その原因を1つお聞きします。

それと、これは現地再開している津波被災者にとっては安全の担保となる道路なんです。その方たちにどういう説明をするのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 避難道路として上げさせていただいているのは5路線ございまして、橋本堀添線については3工区に分けて工事を発注済みでございます。

それから、五十刈線については、来月臨時議会を開いていただきましてそれについても工事を発注する予定でございます。

それから、荒浜大通線につきましては、陸上競技場等の災害復旧でした分についての付随する分、災害危険区域内の分の工事は5,000万円以下の工事として発注済みでございます。

それから、荒浜江下線につきましても、スマートインターチェンジとの取りつけの関係で、その区間からこれについても5,000万円以下の工事として発注する予定でございます。

最後に、一番南の野地流線ですけれども、野地流線については、JRとの踏切の協議に時間を要しましてやっと確定することがきましたので、今年度中に説明会を開いて買収に手をつけたいということを考えております。

現在のところは、今の事業の進捗状況はそういう状況でございまして、地権者の方については随時説明会を開いて今の進捗状況も説明しているという状況でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） ですから、現地再開している人たちにやはり少しでも安全な環境をつくるというのが重要な課題だと思うんですよ。それが、26年度事業においてほとんど執行していないと、次年度に繰り越すという状況は、私は余りその被災者にとってはよろしくない結果だと思うんですね。

それで、震災復興計画の実施計画では、26年度中に200メートル、27年度に440メートルを整備するとしておりますけれども、これは、26年度がほとんど27年度に繰り下げとなった場合に、27年度に26年度分も含めて640メートルできる計画でいるのかどうか伺いたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） もちろん現時点においては、27年度中に26年度にできなかった分についてもあわせてといたしますか、執行するという考えでおります。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16 番（鞠子幸則君） 12ページの5の13節ですね。先ほど課長説明されましたけれども、確認のために質問いたします。

資材及び労務費の高騰に伴って労務費については概算で予算化したということですが、工期は必ず守られると確認していいですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 現在の工期等でございます。当初の契約内容でございますが、県が発注している請負業者、こちらの工期が2月末で、県から町に引き渡しを受ける工期、これは3月末になってございます。

現在の進捗状況でございますが、下茨田住宅、上浜街道住宅ともにおおむね順調に計画どおり進んでおると県から伺っております。現在のところは予定どおり引き渡しを受ける予定でございますが、今後天候等の状況次第というところはございますが、今のところは予定どおりと考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16 番（鞠子幸則君） もう1点だけお願いします。

一番下のほうですね。50の15節、これはどこの施設ですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 荒浜地区における商業施設でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もっと具体的に場所も含めて。

議 長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 現在行っておりますきずなぼーと“わたり”の東側の区域になります。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 農業委員会委員の推薦について

議 長（安細隆之君） 日程第10、農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は、亶理町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例に基づき、亶理町吉田字作田56番地、片平洋之氏、亶理町逢隈鹿島字倉庭42番地、大槻久美子氏、亶理町逢隈中泉字水塚48番地、横山拓子氏、以上の方を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は、片平洋之

氏、大槻久美子氏、横山拓子氏、以上の方を推薦することに決定いたしました。
以上をもって、本会議に付議された案件の審査は全部終了いたしました。
これをもって、平成27年1月第36回亘理町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前11時02分 閉会

上記会議の経過は、庶務班長 丸子 城の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 熊澤 勇

署名議員 佐藤 アヤ